

厚生労働大臣 田村 憲久 様

2022(令和4)年度 社会福祉制度・予算等に関する要望書

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
政策委員会委員長 武居 敏



全国社会福祉協議会 政策委員会を構成する組織は、以下のとおり、2022(令和4)年度の国の施策、予算等に関する要望をとりまとめました。

については、今後の予算編成や施策立案にあたって実現を図られるよう要望します。

【重点要望事項】

1. 全世代型社会保障の基盤となる社会福祉制度の拡充

- (1) 重層的支援体制整備事業の全市町村での実施のための財源の拡充
- (2) 生活困窮者自立支援制度等のセーフティネット関連施策の拡充
 - ① 生活困窮者自立支援制度の相談支援体制の拡充
 - ② 社協の正規職員の常勤配置および増員のための財政措置の拡充
- (3) 新型コロナウイルスに係る緊急小口資金特例貸付等の債権管理における事務費の確保

2. 働き続けられる職場づくりと福祉人材の確保・育成・定着等の対策強化

- (1) 福祉人材の確保・育成・定着のための職員配置の拡充および処遇改善原資の拡充
- (2) 処遇改善原資の弾力的な活用
- (3) 都道府県福祉人材センターの体制強化のための正規職員の配置と ICT の整備・活用のための財政措置の拡充
- (4) 外国人人材の受入れのための環境整備の推進

3. 総合的な少子化対策の拡充と次期児童福祉法改正による地域の子ども・子育て支援の強化

- (1) 子ども・子育て施策の「量的拡充」と「質の向上」を両立するための恒久的な財源確保
- (2) 都道府県社会的養育推進計画の推進における、高いケアニーズの子どもの入所措置の確保および職員配置の拡充
- (3) 施設の高機能化・多機能化に向けた職員配置の拡充および職員の処遇改善

4. 災害時福祉支援活動の強化に向けた体制整備の推進

- (1) 災害福祉支援ネットワークの構築と活動の実効性の向上
- (2) 被災した社会福祉法人・福祉施設の事業再開、復興に向けた支援要件の改善
- (3) 災害ケースマネジメントができる人材の配置と養成支援の拡充
- (4) 災害ボランティアセンター設置・運営に対する経費の拡充
 - ① 災害ボランティアセンターの設置・運営にかかる体制整備のための対象経費の拡充

② 災害ボランティアセンターの設置運営研修等支援事業の拡充

(5) 災害法制における「福祉」の支援の明記

【要望事項】

1. 地域共生社会実現のための基盤強化、包括的支援体制整備の拡充
 - (1) 住民に対する福祉教育の充実を図るための市町村社協のボランティアセンターの体制強化に向けた財政措置
 - (2) 包括的支援体制における社会福祉法人の柔軟な実践を促進するための規制の緩和・撤廃
 - (3) 福祉医療施設（無料低額診療事業）の積極的な活用促進に向けた周知
 - (4) 民生委員・児童委員の活動環境整備等への支援
 - (5) 地域生活定着促進事業予算の増額

2. 生活福祉資金等の償還事務にかかる事務体制の強化と制度の改善
 - (1) 生活福祉資金貸付事業等の体制整備のための事務費の確保
 - (2) 本則の償還免除規程の見直し
 - (3) 「介護福祉士修学資金等貸付制度」等推進のための予算の確保と償還免除要件の緩和

3. 生活困窮者自立相談支援制度等のセーフティネット支援関連施策の拡充
 - (1) 生活困窮者自立支援事業にかかる研修内容の平準化、国による自治体職員向け研修の実施
 - (2) 救護施設の地域移行支援・定着支援機能の強化
 - (3) 子どもの貧困問題への施策の拡充、地域の子育て家庭への支援の拡充に向けた児童家庭支援センターの職員配置と財政措置の拡充

4. 成年後見制度の利用促進、日常生活自立支援事業の拡充等、総合的な権利擁護体制の確立
 - (1) 成年後見制度の利用促進に向けた財政措置の拡充
 - (2) 日常生活自立支援事業の体制整備の強化のための財政措置の確保

5. 保育施策等の量的・質的な拡充
 - (1) 保育の質の向上と保育人材の確保・育成・定着のための処遇改善
 - (2) 子ども・子育て支援現場における福祉機器・ICT等の活用のための財政措置の拡充

6. 社会的養護関係施設の専門機能の強化および地域支援の取り組みの推進に向けた体制の拡充
 - (1) 産前・産後の母子支援体制の充実・強化
 - (2) 社会的養護関係施設退所者への支援拡充
 - (3) ひとり親家庭に向けた支援体制の拡充
 - (4) 社会的養護を必要とする児童や母子に対する支援体制の確保

7. 地域包括ケアシステム関連施策の拡充

- (1) 包括的支援体制の強化に向けた地域包括支援センターの機能強化にかかる委託費の確保
- (2) 利用者負担のきめ細やかな軽減措置の実施
- (3) 自立支援・重度化防止と認知症施策の総合的な推進
- (4) 老人クラブ活動等助成費の充実

8. 障害福祉サービスの基盤強化および障害者の地域生活支援の充実

- (1) 最重度・重複の身体障害者等を支援する障害者支援施設の基盤強化
- (2) 障害者の地域生活を支援する地域生活支援拠点の拡充
- (3) 障害者の工賃向上を図るための優先調達推進
- (4) 障害者（児）の権利擁護・虐待防止に向けた支援体制の充実
- (5) 障害者差別解消法改正法の早期施行
- (6) 障害福祉サービスを担う人材の確保・育成・定着
- (7) 障害福祉施設等における福祉機器・ICT等の活用に向けた財政措置の拡充

【税制要望事項】

1. 社会福祉法人の法人税非課税等の税制堅持

- (1) 社会福祉法人の法人税非課税の堅持
- (2) 社会福祉法人の軽減税率、みなし寄附金制度の堅持

2. コロナ特例貸付(総合支援資金)の償還免除益にかかる所得税の非課税措置

【重点要望事項】

1. 全世代型社会保障の基盤となる社会福祉制度の拡充

(1) 重層的支援体制整備事業の全市町村での実施のための財源の拡充

- 2030年、2040年に向け、わが国では少子高齢化、人口減少等、社会構造が変化し、福祉ニーズの多様化および増加が進んでいます。ポストコロナ時代においては、全世代型社会保障に向けて、地域における関係性の再構築など、新たな福祉活動の展開が必要です。とりわけ、生活に困窮する人びとを地域のなかで支え、自立に向けた支援活動を強化していくことが喫緊の課題です。
- 国では「重層的支援体制整備事業」を制度化し、包括的支援体制を構築することとされていますが、市町村による任意事業ではなく、早急に全市町村で実施することが必要です。このため、都道府県、市町村や関係事業者が速やかに対応できるよう、移行準備事業および都道府県後方支援事業の財源を拡充してください。

(2) 生活困窮者自立支援制度等のセーフティネット関連施策の拡充

① 生活困窮者自立支援制度の相談支援体制の拡充

- コロナ禍が長期化するなか、生活困窮者の激増と長期にわたる相談支援に適切に対応するため、自立相談支援機関等に対し、専門性のある職員の配置・育成など相談支援体制等を速やかに拡充できるよう財政措置を図ってください。
- 相談者からのクレームやトラブルなどに対応するため、自立相談支援機関が弁護士や医師等に相談できる体制・財源の確保を図ってください。

② 社協の正規職員の常勤配置および増員のための財政措置の拡充

- ポストコロナ時代にあっても、安心して地域で生活できるよう、地域福祉活動を再編し、新しいかたちで展開していくことが不可欠です。各種相談事業や地域づくりを行っている社協職員は、事業の委託期間が単年度であったり、十分な人件費が確保されていないために、非正規雇用が多く、継続的な事業実施を困難にしています。
- 社協職員の正規常勤配置および増員を図ることができるよう、国として地方交付税における人件費の拡充を図るとともに、自治体に対し委託事業等の複数年度化および人件費の拡充を推進するよう要望します。

(3) 新型コロナウイルスに係る緊急小口資金特例貸付等の債権管理における事務費の確保

- 新型コロナウイルスに係る緊急小口資金等特例貸付等（以下、コロナ特例貸付）は、令和2年3月に開始し、申請受付期間が令和3年6月まで延長されています。今後、社協では184万件（令和3年3月末日現在）という膨大な債権管理を10年以上にわたって行うこととなりますが、そのためには専任の常勤職員を新たに配置する等、長期的に安定した体制を構築することが必要となります。そのため、コロナ特例貸付の10年以上にわたる債権管理に向けて、大幅な体制強化を可能とするために、下記予算の確保を要望します。
 - ① 市区町村社協の借受人への相談業務や都道府県社協の債権管理業務にかかる常勤職員の配置
 - ② コロナ特例貸付に特化した全国の社協をつなぐ業務システムの構築
 - ③ 償還免除や償還管理にかかる業務委託費 など

2. 働き続けられる職場づくりと福祉人材の確保・育成・定着等の対策強化

- コロナ禍により、福祉は人びとの暮らしの安心、安全を守る、必要不可欠な社会基盤であることがあらためて明確になりました。コロナ禍等、困難な状況のなかにあっても、職員がやりがいをもって働きつづけることを可能とするために、各社会福祉福祉施設・事業所において処遇改善や抜本的な職員配置の拡充を図っていくことが必要です。
- 福祉の中核を担う社会福祉法人として、社会基盤としての責務を果たすためには、福祉人材の確保・育成・定着を強化していくことが必要不可欠です。

(1) 福祉人材の確保・育成・定着のための職員配置の拡充および処遇改善原資の拡充

- 福祉サービスの質の維持・向上と働き方改革に対応した働きやすい職場づくりを進めるため、職員配置の拡充および処遇改善原資の拡充を要望します。
- 福祉サービスの価値と福祉現場の魅力を高め、質の向上を図る生産性向上のために、業務分析・改善支援や ICT 等の導入に向けた財政的支援の拡充を要望します。

(2) 処遇改善原資の弾力的な活用

- 社会福祉制度における処遇改善の仕組みについては、各種加算制度や補助制度が並存し、算定・補助要件等も異なっています。また、経験年数や直接処遇職員に限定するなどの要件が課される場合には、配分における職員間の公平性が確保し難い状況も生じています。複数の社会福祉施設・事業所を経営する社会福祉法人においては、事業種別間および職種間の賃金バランスや柔軟な人材活用が阻害されるなどの経営課題が生じているため、処遇改善原資を拡充するとともに、配分ルールにおける法人裁量を拡大し弾力的な活用を可能とするよう要望します。

(3) 都道府県福祉人材センターの体制強化のための正規職員の配置と ICT の整備・活用のための財政措置の拡充

- 都道府県福祉人材センターにおいて、福祉人材の確保・育成・定着に関わる事業を担当する「キャリア支援専門員」の人件費には、多くの場合、地域医療介護総合確保基金の事業費が充てられています。事業所や求職者との関係構築とともに、専門職の技能の熟練を図るためには、「キャリア支援専門員」を正規職員として雇用できるよう、財政措置の拡充を要望します。
- ポストコロナ時代にあっては、感染拡大防止の観点から、人材確保のための事業所紹介や面接等を ICT 化することが必要です。都道府県福祉人材センターの ICT 化に向け、オンラインによる就職説明会や面談会等のシステムの構築等にかかる財政措置を要望します。

(4) 外国人人材の受入れのための環境整備の推進

- 外国人人材の受入れにあたっては、こうした人びとが安心して福祉現場で働き続けられるよう、就学や生活支援等の受入れのための環境整備を推進していくことを要望します。
- とくにコロナ禍においては、受け入れた外国人技能実習生等が帰国できず生活に困窮した事態が発生しました。こうした実習生等が困る事態をなくすため、実習期間の継続等を実態に即して行うことができるよう、要望します。

3. 総合的な少子化対策の拡充と次期児童福祉法改正による地域の子ども・子育て支援の強化

(1) 子ども・子育て施策の「量的拡充」と「質の向上」を両立するための恒久的な財源確保

- 「新子育て安心プラン」に基づき、待機児童解消のための「量的拡充」の施策が進められていますが、「質の向上」を同時に図ることが必要不可欠です。
- 「質の向上」を図るためには、保育や社会的養護施設の職員配置や処遇の改善、機能向上を図る必要があります。国の責任において早期かつ恒久的な財源確保を図るよう要望します。

(2) 都道府県社会的養育推進計画の推進における、高いケアニーズの子どもの入所措置の確保および職員配置の拡充

- 都道府県社会的養育推進計画の推進において、近年の児童虐待相談件数の増加傾向や新型コロナの影響等をふまえ、社会的養育を必要とする子どもの状態とニーズに応じて、行政において適切に判断し措置されるよう要望します。また受け皿としての施設定員の確保および高いケアニーズに対応することができる職員配置の拡充等を計画的に進めるよう要望します。

(3) 施設の高機能化・多機能化に向けた職員配置の拡充および職員の処遇改善

- 高機能・多機能化の推進および質の高い養育環境を安定的に確保するため、加算ではなく義務的経費として職員配置を拡充するよう要望します。
- 一時保護のニーズ増に適切に対応できるよう、夜間を含む一時保護の職員体制の強化を図るよう要望します。
- 社会的養護施設に求められる高機能・多機能な役割を十分に果たすためには、人材の確保・定着が必要です。そのための職員のさらなる処遇改善を図るよう要望します。

4. 災害時福祉支援活動の強化に向けた体制整備の推進

(1) 災害福祉支援ネットワークの構築と活動の実効性の向上

- 災害福祉支援ネットワークの全都道府県での構築と事務局機能の強化を図るとともに、災害派遣福祉チーム（DWAT）の組成と実効性ある活動基盤を整備するためには、専門人材（災害福祉支援コーディネーター等）の拡充が必要です。こうした人材を養成し、災害福祉支援ネットワークの基盤を強化するための財政支援の拡充を要望します。

(2) 被災した社会福祉法人・福祉施設の事業再開、復興に向けた支援要件の改善

- 被災した社会福祉法人・福祉施設、事業所の早期の事業再開、復興に向けては、施設種別やサービス形態等に応じた事業継続計画（BCP）の策定と、その実効性を高める取り組みが重要です。今後も、BCP の策定促進を強化しつつ、事業再開、復興が円滑に進められるよう、災害発生時の補助要件の緩和や手続きの簡素化等を図っていただくよう要望します。

(3) 災害ケースマネジメントができる人材の配置と養成支援の拡充

- 災害対策基本法等の改正により、災害時避難行動要支援者の個別避難計画の策定が市町村の努力義務化されますが、高齢者や障害者等の避難支援を実効性あるものにしていくためには、個別避難計画の策定時だけでなく、その後の避難訓練や平時からの地域住民等と顔の見える関係づくり等、地域づくりを担う人材、災害ケースマネジメントを行うことができる人材の配置と養成が必要です。
- 個別避難計画の作成を進め、地域における避難の実効性をいっそう高めるためには、地域のさまざまな関係者が関わって、地区防災計画を策定することが必要です。社協に地区防災計画を策定することができる人材の配置を可能とする財源の確保を要望します。

(4) 災害ボランティアセンター設置・運営に対する経費の拡充

① 災害ボランティアセンターの設置・運営にかかる体制整備のための対象経費の拡充

- 近年、災害発生時には、被災地の社協が災害ボランティアセンターを設置・運営し、ボランティアの支援活動を被災者につなげています。令和2年8月には、内閣府通知により災害ボランティアセンターの運営にかかる経費の一部（職員の人件費および旅費等の一部）が災害救助事務費の対象となりましたが、災害ボランティアセンターの設置・運営には、この対象経費以外に拠点設置費やボランティアが活動場所に移動するためのバスの借り上げ代、被災地域に近い場所への活動拠点（サテライト）の設置等、多額の経費が必要となり、災害発生時には自治体だけでなく、社協にも大きな負担がかかっています。近年のように災害発生時に社協が災害ボランティアセンターを設置し、行政やNPO とともに支援活動を行うことが一般化するなかにあっては、平時から災害ボランティアセンターの設置・運営にかかる体制整備を図るとともに、発災時の災害ボランティアセンターの設置・運営に対する対象経費の拡充を要望します。
- 災害発生時に、効率的・効果的に災害ボランティアセンターの運営が可能となるように、ICT を活用した災害ボランティアセンターの運営支援システムの開発に対する財政措置を要望します。

② 災害ボランティアセンターの設置運営研修等支援事業の拡充

- 新型コロナウイルス等の感染症の拡大の防止に対応した災害ボランティアセンターの運営が求められています。今後は、より身近な地域・人材によるボランティアセンターの運営の仕組みを構築する必要があります。
- 令和2年度に、災害ボランティアセンターの運営の担い手の養成にかかる補助金が創設されましたが、都道府県社協で最大500万円、市区町村社協では50万円と低額なうえ、補助率も1/2であることから、事業への取り組みが進まない状況となっています。南海トラフ巨大地震、首都直下型地震等の大規模災害の発生などが懸念されるなか、早急に災害ボランティアセンターの運営体制強化を図るため、災害ボランティアセンター

設置運営研修等支援事業の増額および補助率の引き上げを要望します。

(5) 災害法制における「福祉」の支援の明記

- 今日、大規模災害発生時には、高齢者・障害者といった要配慮者のみならず、被災者に対する福祉関係者の支援は、その生命や健康を守るとともに、生活再建に向けて必要不可欠なものとなっています。その提供体制整備に向け、災害医療と同様に、災害救助法、災害対策基本法等の災害法制に「福祉」の支援を明記していただくよう要望します。

【要望事項】

1. 地域共生社会実現のための基盤強化、包括的支援体制整備の拡充

(1) 住民に対する福祉教育の充実を図るための市町村社協のボランティアセンターの体制強化に向けた財政措置

- コロナ禍において、人と人のつながりの重要性があらためて認識された一方で、感染者や医療・介護従事者への差別や偏見が社会問題となったことをふまえ、住民がともに支えあう地域共生社会の実現に向け、福祉教育の充実が求められます。重層的支援体制整備事業の「地域づくり事業」に福祉教育を位置付けるとともに、福祉教育の推進を担う市町村社協のボランティアセンター等の体制強化が必要であり、そのための財政措置を確保するよう要望します。

(2) 包括的支援体制における社会福祉法人の柔軟な実践を促進するための規制の緩和・撤廃

- 地域生活課題に対応する包括的支援体制の構築と柔軟な実践の促進にあたっては、各社会福祉施設・事業所ごとに定められている資金用途制限を緩和し、既存の施設・設備の柔軟な活用が可能となるよう、制度横断的な規制の緩和・撤廃を要望します。
- 包括的支援体制や生活困窮者自立支援施策、被虐待者、DV被害者等への緊急一時保護および一時的な避難場所等において、各種措置施設等の役割・機能を位置づけ、積極的な活用が図られるよう自治体への働きかけを要望します。

(3) 福祉医療施設（無料低額診療事業）の積極的な活用促進に向けた周知

- 第二種社会福祉事業である無料低額診療事業を行う福祉医療施設は、医療と福祉の双方の機能と専門性を備えており、医療的支援を必要とする地域生活課題へ対応することができます。
- 福祉医療施設を各地域における包括的支援体制に適切に位置づけ、ネットワークへ参加できるように、福祉事務所や自立相談支援事業所等に対する周知を要望します。

(4) 民生委員・児童委員の活動環境整備等への支援

民生委員・児童委員は、一斉改選ごとに充足率が低下するとともに、1/3が交代しています。そのため、民生委員・児童委員の約6割が在任2期目（委員就任後6年以内）となっており、行政協力業務を含む委員活動に対する負担感が高い状況にあります。今後も、地域において民生委員・児童委員が安心して活動を継続できるよう、関係機関との情報共有のあり方や働きながら委員活動ができる活動スタイル、委員活動費や民児協活動推進費の地域格差の改善など、今後の民生委員・児童委員の支援のありようについて、現状をふまえた検討が必要です。

民生委員・児童委員が、地域共生社会づくりにおいて、地域生活課題の把握や支援へのつなぎ役、住民福祉活動の推進役としての役割が果たせるよう、活動環境の整備を要望します。

① 民生委員・児童委員活動の広報の拡充

- 民生委員・児童委員活動に対する多くの住民等の関心と理解を醸成し、活動環境を整備するために、国においても引き続き民生委員・児童委員活動に関する広報関係予算を確保し、よりいっそう積極的な広報をしていただくよう要望します。

② 現役世代や福祉専門職など多様な地域の人びとが民生委員・児童委員活動を行うことができる環境づくりの推進

- 現役世代や福祉専門職など多様な地域の人びとを民生委員・児童委員のなり手とするために、民生委員・児童委員活動を地域貢献活動として積極的に位置づけることが必要です。そのためにも、民生委員・児童委員活動を行う従事者に配慮する企業等雇用主に対し、公的支援の整備を創設するとともに、社会福祉法人の地域貢献活動の一環として従事者の委員委嘱を推進していくことを要望します。

③ ICT 環境の整備とデジタル化の促進に向けた予算措置

- コロナ禍のなか、民生委員・児童委員活動もオンラインによる諸会議や研修の実施など ICT 化を迫られました。すべての法定単位民生委員児童委員協議会にタブレット端末等を整備することができるよう、予算措置を図ってください。
- また、委員の負担軽減や今日的な活動状況をふまえ、活動記録の内容等の見直しを行うとともに、自治体への報告のデジタル化等を検討するよう要望します。あわせて、委員へのタブレット端末等の貸与やデジタル化を先駆的に推進する自治体への財政的支援を要望します。

④ 民生委員・児童委員活動保険の保険料補助の増額

- 新型コロナウイルス感染症のまん延下では、民生委員・児童委員は、対面での活動は最低限にとどめながらも、細心の注意を払いながら地域内の支援が必要な人びとへ必要な情報を届け続けました。民生委員・児童委員の約 7 割が 65 歳以上であることを鑑みると、地域住民と自治体や関係機関をつなぐ民生委員・児童委員は、受傷リスクを背負いながら活動せざる得ない状況にあります。無報酬で活動を行う民生委員・児童委員の活動保険の保険料は、全額公費で負担（現行補助率 1/2〔国〕）されるよう要望します。

⑤ 民生委員・児童委員のための研修事業費の増額

- 令和元年 12 月の一斉改選では約 3 割の委員が新任委員となり、平成 28 年度の全国民生委員児童委員連合会の調査結果においても、委員の約 6 割が在任 2 期目まで（就任後 6 年以内）であることが明らかになっています。地域での活動に必要とされる幅広い知識の習得を図るための研修の充実が重要であり、研修事業の拡充のために必要な予算の増額を要望します。

(5) 地域生活定着促進事業予算の増額

- 福祉の支援を必要とする矯正施設退所者に対し、再犯防止を図り社会のなかで自立できるようにするために、必要な支援・援助が専門性をもって行えるよう、職員体制の強化、研修機会の確保、地域定着支援センターの安定運営のために必要な予算の増額を要望します。

2. 生活福祉資金等の償還事務にかかる事務体制の強化と制度の改善

(1) 生活福祉資金貸付事業等の体制整備のための事務費の確保

- 生活福祉資金貸付事業は、生活困窮者自立支援制度などとの効果的な連携を図りつつ、生活に不安や困難を抱えた人びとを支えるセーフティネットとして、その役割が高まっています。
- そのうえで、令和3年度末には年金担保貸付事業が廃止となり、国の通知では「生活を行う上でやむを得ない一時的な資金需要が生ずる低所得の高齢者等に対しては、生活福祉資金貸付制度で対応することが必要である。」とされています。そのため、これまで年金担保貸付事業を利用してきた低所得高齢者からの生活福祉資金に関する相談や借入申請が増える見込みであり、対応する市区町村社協の職員の果たす役割には大きなものがあります。生活福祉資金貸付の担当職員の増員が可能となるよう、大幅な体制整備のための事務費の確保を要望します。

(2) 本則の償還免除規程の見直し

- コロナ特例貸付だけでなく、総合支援資金創設当初の貸付けで不良債権化した債権、不動産担保型生活資金において不動産売却額が貸付額を下回った場合の残債権、災害時の特例貸付で長く償還のない債権等については、償還が困難である場合が多い実態があります。借受人の生活状況等をふまえ、低所得世帯の自立促進や財務の健全化の面から、速やかに償還免除が可能となるよう、本則の償還免除規程の見直しを要望します。

(3) 「介護福祉士修学資金等貸付制度」等推進のための予算の確保と償還免除要件の緩和

- 平成27年度創設の介護福祉士修学資金等貸付制度等の4つの貸付事業については、年々、貸付件数・金額が増加しています。今後とも必要な貸付ニーズに対応するための原資とともに、適切な債権管理のために必要な事務費等が確保されるよう要望します。
- 本貸付事業は、福祉・介護の人材確保とともに、ひとり親家庭および児童養護施設退所者等の自立支援を図る制度です。借受人の償還に関しては、福祉現場での一定期間の就業等が返還免除要件となっていますが、借受人の自立を促進するよう、従事期間（とくに5年要件のさらなる短縮）や県域外異動等、返還免除要件の緩和を要望します。
- 社会福祉法人による人材確保や公益的な取り組みを迅速に行う観点からも、社会福祉法人が借受人の法人保証人になる際に、定款への記載が必要とされている要件を緩和することを要望します。

3. 生活困窮者自立相談支援制度等のセーフティネット支援関連施策の拡充

(1) 生活困窮者自立相談支援事業にかかる研修内容の平準化、国による自治体職員向け研修の実施

- 多様で複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、適切かつ効果的な支援を継続していくためには、相談支援員等専門職の専門性向上が重要です。従事者養成研修の実施主体については、令和2年度より都道府県に移行しましたが、研修の内容や質の面で地域格差が生じています。国において都道府県研修の実施状況や課題を把握し、研修機会の確

保と研修の質の平準化を図るよう要望します。

- 制度の本格実施から6年が経過し自治体職員の異動が進んでいます。この間、自治体担当者向けの研修はほとんど行われておらず、自治体担当者と委託先の認識のずれが生じています。自治体職員が制度の理念や目的、支援の流れ、地域づくり等について十分に理解し、委託先の担当者と共通認識を持って制度を運用していけるよう、国において自治体職員に対する研修を実施してください。

(2) 救護施設の地域移行支援・定着支援機能の強化

① 保護施設通所事業の適切な運用と拡充

- 救護施設利用者の円滑な地域移行・定着支援の推進のためには、保護施設通所事業の役割は重要であり、その普及のための推進策が求められます。
- 保護施設通所事業では定員の3割を上限として地域の生活保護受給者を対象とすることができますが、退所後も救護施設の支援が必要な場合もあり、3割の枠を超える利用者については独自事業で支援を行ってきています。保護施設通所事業の普及に向けて、地域のセーフティネットとしての役割を担う救護施設が、柔軟な取り組みができるよう地域枠の上限を撤廃していただくよう要望します。
- より多くの施設において事業展開をすすめる、入所者の地域移行及び退所者等の地域での生活の定着を推進するため、保護施設通所事業運営費単価を増額していただくよう要望します。

② 「地域移行定着支援員」(仮称)の配置

- 地域移行後、他法他施策の支援のみでは地域での安定的な生活を十分に継続できないケースについては、なじみの救護施設の職員によるきめ細やかな伴走型の支援が必要となります。利用者が地域生活を営む上で必要なサービスを利用できるよう、ソーシャルワーク機能をもって支援にあたる「地域移行定着支援員」(仮称)を配置できるよう要望します。

③ 救護施設入所対象者の適切な支援に向けた取り組みの検討

- 救護施設入所対象者である人が、施設への入所につながらず適切な支援を受けることができないということがないように、実施機関に対し制度の適切な運用に関しあらためて通知していただくことを要望します。また、福祉事務所の援助方針(入所の要否を含む)を検討する際に適切なアセスメントが難しい場合等は、まずは救護施設等の一時入所等を利用し、その後あらためて再アセスメントを行うなどの仕組みを創設していただくよう要望します。

④ 福祉機器の活用やICT化の促進に向けた財政措置の確保

- 救護施設をはじめとする保護施設は、最も厳しい状況におかれた国民を支える「最後のセーフティネット施設」です。保護施設に求められる役割・機能が拡大していくなか、地域移行ニーズに応える一方で、個別支援も拡充していく必要があります。保護施設がより機動的に活動できるよう、事務文書等のさらなる削減と簡素化を進めるとともに、福祉機器の活用やICT化の促進に向けた財政措置を要望します。

(3) 子どもの貧困問題への施策の拡充、地域の子育て家庭への支援の拡充に向けた児童家庭支援センターの職員配置と財政措置の拡充

- 子どもの貧困率は13.9%(2015年)であり、OECD加盟国のなかでも平均より高い状況にあります。とりわけひとり親世帯の貧困率は約50%と厳しい状況にあります。
- 子どもの現在、そして未来が、家庭の経済事情に左右されないよう、生活支援、学習支援、給付型奨学金を含むさらなる奨学金制度の充実など、子どもの貧困対策の強化を図り、貧困の連鎖を解消するための施策の拡充が図られるよう要望します。
- あわせて、地域で支援を必要としている妊婦や子育て家庭が適切な支援につながるよう、専門性のある職員による早期発見や予防的な関わりが重要です。乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設等の社会的養護関係施設が、児童福祉の専門機関として地域の要支援世帯への支援・援助を担っていくことができるよう、児童家庭支援センターの積極的受託を図るとともに、児童家庭支援センターの職員配置と財政措置の拡充を要望します。

4. 成年後見制度の利用促進、日常生活自立支援事業の拡充等、総合的な権利擁護体制の確立

(1) 成年後見制度の利用促進に向けた財政措置の拡充

- 判断能力が不十分な方が、尊厳をもってその人らしく安心して地域で生活するためには、地域における総合的な権利擁護体制の構築が必要です。成年後見制度利用促進のための中核機関の整備に関しては、多くの地域で財源や人材の確保が課題として挙げられています。設置主体である市町村の責任において設置推進するよう、国において、市町村等の取り組み状況を確認し、体制整備を支援するとともに、そのための財源措置の拡充を要望します。
- また、町村部は、単独では中核機関を担う人材や財源の確保が困難であるほか、助言できる専門職も少ない地域があるため、広域での体制整備が図られるよう、都道府県の役割を強化するとともに、必要な財源措置を要望します。
- 成年後見制度の利用促進にあたっては、地域によって市町村長申立ての活用には差があることが課題となっています。申立て経費や報酬助成を行う成年後見制度利用支援事業の充実を含め、市町村長申立ての積極的な活用が図られるよう要望します。

(2) 日常生活自立支援事業の体制整備の強化のための財政措置の確保

- 日常生活自立支援事業は、事業開始以来、年々利用者が増加し、2020年3月末時点で実利用者は5万5千人を数えています。しかし、近年は新規契約件数の伸びは鈍化しており、その背景として専門員の体制不足による利用待機者が指摘されています。本事業は判断能力が不十分な人の暮らしを支える重要なサービスであり、支援を必要とする人が円滑に利用できるよう、各地域のニーズに応じた専門員等の体制強化が必要です。
- 専門員等の体制強化が進まない要因の一つとして、都道府県・指定都市が国庫補助算定基準額にあわせた予算を確保できないことがあります。日常生活自立支援事業の予算は1/2国庫補助になっていますが、高齢者の増加に向けては日常生活自立支援事業の拡充が必要になることから、少なくとも国の基準額どおり財政措置を図るよう都道府県・指定都市に指導するよう要望します。

- また、専門員の業務に関しては、直接的な相談援助だけでなく、日常的な金銭管理サービスに伴うさまざまな確認書類や記録の整備・管理が大きな負担となっています。業務の効率化を図り生産性を向上させるため、業務管理システムの導入に関する経費の支援等、ICTの活用推進をお願いします。
- 今後、地域共生社会の実現に向けては、権利擁護支援体制の充実を包括的支援体制の基盤をなすものと位置づけ、日常生活自立支援事業と成年後見制度を一体的に推進する必要があります。このため、日常生活自立支援事業の実施について、市町村を主体とすることも含めて、実施主体のあり方を検討するよう要望します。

5. 保育施策等の量的・質的な拡充

(1) 保育の質の向上と保育人材の確保・育成・定着のための処遇改善

- 保育士と全産業の労働者の平均賃金にいまだに差があることや職員の平均勤続年数が年々伸びている状況も鑑み、さらなる処遇改善が必要です。
- 子ども・子育て支援制度が開始された際、「質の向上」を図るために、以下の改善事項が示され、消費税財源以外の0.3兆円超を含む総額1兆円超の財源の確保を早急かつ恒久的に確保するとされていました。これらの事項の早期実現を要望します。

① 保育標準時間認定に対応した常勤（正規）職員配置を可能とする給付の改善

- 11時間を上限とする保育標準時間に対応するために、現状では3時間分の非常勤保育士分とされている給付を、開所時間と職員配置の実態に見合う常勤体制に改善するよう要望します。

② 1歳児ならびに4・5歳児の職員配置改善

- 現行の1歳児の職員配置基準（6：1）、4・5歳児の職員配置基準（30：1）は世界各国と比較しても最低水準にあります。子どもたちの命を守り、成長を支えていくためには職員配置基準の改善が必要です。1歳児の配置基準を5：1、4・5歳児の配置基準を25：1へと改善するよう、予算措置を含め、職員配置基準の見直しを要望します。

③ 子育て支援を主に担う主任保育士等の専任化、常勤の事務職員の配置

- すべての施設で主任保育士を専任配置できるよう、人件費の確保を要望します。
- 保育士・保育教諭等が勤務時間のほぼすべてにおいて直接的な保育業務にあたらざる状況を鑑み、事務負担への対応として、開所日数分の事務職員を配置できるよう財政措置を要望します。

④ 保育士等の研修機会を確保するための予算の拡充

- 保育士・保育教諭等の研修機会を確保するための代替職員の配置に伴う所要額については、平成29年度から年間3日分の確保は実施されていますが、十分ではありません。家庭支援を充実していくためにも、年間5日の研修機会を確保するために予算の拡充を要望します。

- (2) 子ども・子育て支援現場における福祉機器・ICT等の活用のための財政措置の拡充
- 子ども・子育て支援等の福祉サービスにおける質の向上と生産性の向上に向けて、事務の効率化とともに、子どもや保護者への相談支援のコミュニケーションツールとしての福祉機器・ICT等の活用促進に向け、さらなる財政措置の拡充を図るよう要望します。

6. 社会的養護関係施設の専門機能の強化および地域支援の取り組みの推進に向けた体制の拡充

(1) 産前・産後の母子支援体制の充実・強化

- 児童虐待の予防に向けて切れ目ない支援を展開するため、母子生活支援施設や乳児院等への産前・産後母子支援事業の委託の推進等、産前・産後母子支援体制の充実・強化を図るよう要望します。

(2) 社会的養護関係施設退所者への支援拡充

- 社会的養護施設退所者等の支援について、新型コロナの影響もふまえ、どの地域でも十分なアフターケアを受けることができるように、自立支援担当職員の配置促進や資質向上を図り、社会的養護自立支援事業を普及拡大するよう要望します。

(3) ひとり親家庭に向けた支援体制の拡充

- ひとり親家庭の地域生活を支えるため、支援体制の強化や実効性のある養育費確保対策を図るよう要望します。
- とくに令和3年度に予算化された母子生活支援施設の地域支援等担当職員を速やかに全施設に配置されるよう、国から自治体への働きかけを要望します。

(4) 社会的養護を必要とする児童や母子に対する支援体制の確保

- 施設の高機能化・多機能化とともに、入所児童や母子に対して安定した養育環境・支援環境を確保することが必要です。ショートステイ、トワイライトステイの受入児童数が暫定定員計算に算入されるよう要望します。

7. 地域包括ケアシステム関連施策の拡充

(1) 包括的支援体制の強化に向けた地域包括支援センターの機能強化にかかる委託費の確保

- 地域を基盤として、住民、保健福祉関係者、行政が一体となって多様な課題に応える包括的支援体制の構築に向けて、主要な役割を担う地域包括支援センターの一層の機能強化が必要です。地域包括支援センターにおいては、65歳未満の精神疾患のある人びとや難病の人びと、生活困窮者等、制度のはざまにいる人びとに対する相談支援など、相談内容等が多岐にわたって複雑化し、対応に時間がかかるようになっていきます。また、センターの人員体制については、「地域支援事業の包括的支援事業及び任意事業における効果的な運営に関する調査研究事業報告書」(平成28年3月)によると、8割以上のセンターが「業務量に対する職員数の不足」を指摘しています。このような状況のなか、地域課題への対応や地域づくりなど、センターに期待されている役割を果たすため、適正な人

員配置や体制整備により安定的運営が行えるよう、十分な委託費の確保を要望します。

- 令和3年度介護報酬改定において、地域包括支援センターから居宅介護支援事業所への委託を進めることを目的にした「委託連携加算」が新設されましたが、居宅介護支援事業所において介護予防ケアマネジメント業務の積極的な受託を図れるよう、自治体に周知・活用を促していただくよう要望します。
- 地域共生社会の実現に向け、自治体に対し、地域包括支援センターのサブセンターやブランチとして在宅介護支援センターを活用することを促していただくよう要望します。

(2) 利用者負担のきめ細やかな軽減措置の実施

- 財政制度等審議会 財政制度分科会（令和3年4月15日）では、介護サービスの利用者負担の割合や区分支給限度額の見直し等に関する方向性が示されています。国民年金のみで生活する高齢者やコロナ禍による生活困窮者が増加するなか、介護サービスを必要とする者が、必要なサービスを安心して継続的に利用するためにきめ細やかな利用者負担の軽減措置を講じることが必要です。
- 介護保険サービスの自己負担については、一定の要件のもと、2割・3割負担が導入されてきましたが、高齢者の収入状況と生活実態、介護ニーズ等を十分に踏まえ、利用者負担割合の引き上げやその対象範囲の拡大、また、サービス利用者の負担増につながる見直しについては慎重に対応することを要望します。
- 利用者の区分支給限度額の対象とされない加算については、介護サービス利用者の負担軽減を図るとともに、必要とするサービス利用が抑制されないよう、現在の区分支給限度額に含めない措置を継続するよう要望します。

(3) 自立支援・重度化防止と認知症施策の総合的な推進

① 自立支援・重度化防止等に向けたサービス機能の強化

- 介護保険制度の創設の理念や目的を発展的に継承し、各介護サービス施設・事業者が創意工夫のもと、自立支援・重度化防止や認知症施策を展開できるよう、継続した取り組みが必要です。介護サービス施設・事業所において、自立支援・重度化防止等をいっそう推進するうえで、医療機関、外部のリハビリテーション専門職や認知症に関する専門機関・専門家等との連携とともに、施設・事業所に配置される専門職の活用の促進がさらに図られるよう、報酬上の評価を含め、医療・介護等の地域連携体制の整備を推進することを要望します。

② 科学的介護情報システム（L I F E）の効果的な活用に向けた環境整備

- 令和3年度から導入された「科学的介護情報システム（L I F E）」については、今後の介護サービスの質の向上等に向けて、より多くのデータを集積するとともに、その分析にもとづくサービス提供体制づくりを促進することが必要です。「L I F E」の活用にあたっては、令和3年度介護報酬改定において報酬上の評価がなされましたが、介護サービスの質への実際の効果と情報提供する施設・事業者の負担等について継続的に把握・分析し、必要に応じた見直しや事務負担軽減とともに、報酬上のさらなる評価を要望します。

(4) 老人クラブ活動等助成費の充実

- 「介護予防・日常生活支援総合事業」においては、老人クラブによる生きがいづくり、健康づくり等も包含されます。高齢化やフレイル（身体的、精神・心理的、社会的要因）の進行とともに、「介護予防・日常生活支援総合事業」の推進に向けて、地域における柔軟で多様な生活支援の強化のために老人クラブ活動を通じた取り組みと連動させていくなどの対応が大切です。老人クラブ活動等助成費の充実を要望します。

8. 障害福祉サービスの基盤強化および障害者の地域生活支援の充実

(1) 最重度・重複の身体障害者等を支援する障害者支援施設の基盤強化

- 人員配置体制加算について、従来の区分に加え、新たに直接処遇職員の数が利用者数を1.7で除した人数を超える人員を配置した場合の区分の新設を要望します。
- 加えて、夜間業務については、利用者の重度化・高齢化に伴う業務量の増加や日中業務とは異なる負担感や勤務体制であることをふまえ、施設入所支援に関する基本報酬の引き上げを要望します。

(2) 障害者の地域生活を支援する地域生活支援拠点の拡充

- 地域生活支援拠点について、各市町村におけるさらなる整備を促進するとともに、「災害時の受け入れ・対応」を新たな機能に位置づけ、障害者の命と生活を守るセーフティネットとして災害支援体制の構築を進めるよう要望します。

(3) 障害者の工賃向上を図るための優先調達推進

- 障害者が地域で安定した生活を送るためには、障害者の所得の充実を図ることが必要であり、就労継続支援事業においては、利用者に支払う工賃のさらなる向上が求められています。一方、コロナ禍の影響に伴い生産活動は前年実績比で減収となり、平均工賃も前年実績よりも減額しております。こうした状況から、優先調達推進法のさらなる活用に向けて、全市町村における調達方針の策定や国等における優先調達のさらなる推進が図られるよう、関係者の意見交換・マッチングの機会の提供や自治体への働きかけなどの取り組みを継続されるよう要望します。

(4) 障害者（児）の権利擁護・虐待防止に向けた支援体制の充実

- 令和元年度障害者虐待事例への対応状況調査によれば、虐待の事実が認められた件数は養護者によるものが1,665件、障害者施設従事者によるものが547件となっています。また、障害のある子どもの虐待等も重篤な課題です。障害者福祉施設・事業所においては、令和3年度から虐待防止の取り組みが強化されており、今後も主体的に利用者の権利擁護に努めていく所存ですが、相談窓口の拡充や障害者の権利擁護にかかわる全国的な啓発推進を要望します。

(5) 障害者差別解消法改正法の早期施行

- 平成29年度障害者に関する世論調査において、障害者差別解消法を「知らない」と答えた人の割合は77.2%に及んでいます。障害者差別解消法の改正法案については今通常国会において審議が進められていますが、事業者の合理的配慮を含め、障害者差別解消法に対する国民の理解の促進のために、法および合理的配慮に関する正しい情報が国民

一人ひとりに周知されるとともに、差別解消に向けた意識の醸成を進めていくための施策の推進が図られるよう、改正法成立後の早期施行を要望します。

(6) 障害福祉サービスを担う人材の確保・育成・定着

- 障害者支援施設やサービス事業所において、施設で働くすべての職員の処遇改善が図られるとともに、適切な福祉人材を確保・育成・定着していくことができるよう、必要な財源確保を要望します。
- 障害者支援施設で行われる生活介護において適用される処遇改善加算および特定処遇改善加算については、今後も施設入所支援と一体的に行われていることに配慮し、施設入所支援と同率の加算率が適用されるよう要望します。

(7) 障害福祉施設等における福祉機器・ICT等の活用に向けた財政措置の拡充

- 障害福祉サービスにおける生産性向上および新型コロナウイルス禍における事業実施に向けて、文書削減・簡素化のさらなる推進とともに、福祉機器・ICT等の活用促進に向けた財政措置の拡充を要望します。

【税制要望事項】

1. 社会福祉法人の法人税非課税等の税制堅持

(1) 社会福祉法人の法人税非課税の堅持

- 人口減少・超高齢化に伴う労働力人口の減少や社会経済情勢の変化のなか、社会福祉法人が地域において果たすべき役割はますます重要になっています。社会福祉法人は福祉サービスを必要とする人びとに対し、サービスを継続するとともに、地域公益活動も全国で工夫をしながら展開しています。加えて、新型コロナウイルス禍のなか、社会福祉法人は多様な課題を抱え困窮する人びとを支援するセーフティネットとして、他の法人とは異なり重い責務を担いながら、前面に立って下支えしています。社会福祉法人が社会福祉制度の中核としての機能を十全に発揮できるよう、社会福祉法人制度の根幹というべき現行の社会福祉法人の法人税非課税の堅持を引き続き要望します。

(2) 社会福祉法人の軽減税率、みなし寄附金制度の堅持

- 公益目的としての財源確保を後退させる軽減税率およびみなし寄附金制度の見直しは、社会福祉事業や公益的な諸活動の取り組み拡大を阻害するものであり、現行制度の堅持を要望します。

2. コロナ特例貸付(総合支援資金)の償還免除益にかかる所得税の非課税措置

- コロナ特例貸付の償還免除益に関しては、一時所得の取り扱いとなり 50 万円を超える場合、所得税が課税されます。経済的困窮により償還免除を行った生活困窮者世帯に所得税を課税することは、その世帯の自立を妨げるものであり、当該所得税を非課税とするよう要望します。

【要望団体】

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策委員会

(構成組織)

都道府県・指定都市社会福祉協議会
市区町村社会福祉協議会〈地域福祉推進委員会〉
全国民生委員児童委員連合会
全国社会就労センター協議会
全国身体障害者施設協議会
全国保育協議会
全国保育士会
全国児童養護施設協議会
全国乳児福祉協議会
全国母子生活支援施設協議会
全国福祉医療施設協議会
全国救護施設協議会
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会
全国ホームヘルパー協議会
日本福祉施設士会
全国社会福祉法人経営者協議会
障害関係団体連絡協議会
全国厚生事業団体連絡協議会
高齢者保健福祉団体連絡協議会
全国老人クラブ連合会

